令和5年度、栃木市、商工関係支援事業一覧

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象
創業支援	1	移住支援補助金	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)から本市に移住して就業、起業、テレワーク等した者の移住及び定住に要した経費の一部を補助することにより、市内への移住及び定住を促進するとともに中小企業の活性化を図る。	世帯:100万円	○交付対象者 次の①~③すべての要件を満たしている必要がある。 ①東京23区内に居住しているか、または東京圏に居住し、かつ東京23区内へ通勤している者 ②本市に転入後、3か月以上1年未満の者。また、今後5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。 ③就業・企業に関する次のいずれかの要件を満たす者 (1) 移住して就職した者 アー般の場合 栃木県移住支援事業実施要綱に規定する移住等に関する要件及び就職に関する要件を満たすこと。 イ 専門人材の場合 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件及び就職に関する要件(専門人材の場合)を満たすこと。 (2) 移住してテレワークを行う者 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件及びテレワークに関する要件を満たすこと。 (3) 移住して起業した者 実施要綱第4に規定する移住等に関する要件及び起業に関する要件を満たすこと。ただし、栃木県知事が交付する栃木県地域課題解決型創業支援補助金の交付決定を受けてから1年以内とする。
	2	空き店舗活用促進事業補助金	新規開業者又は中小企業者等で、対象区域内の空 き店舗を活用して開業しようとする者に対し、空き店 舗の改装に要する費用の一部を補助する。	【補助率】 空き店舗の改装に要する経費の1/2以内(上限150万円) ・物件の要件:3か月以上使用されていない店舗(階層制限なし) ・対 象 者:①か②に該当する者 ①新規開業者又は中小企業者で、小売業、飲食業、サービス業のうち広く集客を見める事業を行うもの(事務所、風俗業、飲酒業及び遊戯業を除く。) ②法人格を有するまちづくり団体又は10人以上の非営利団体で、地域における課題の解決に寄与すると認められる事業を行うもの	【対象区域】 栃木地域:蔵の街大通り、銀座通り、ミツワ通り、嘉右衛門町日光例幣使街道、新栃木駅西口県道沿い及び立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の商業地域及び近隣商業地域 大平地域:富田地区中心市街地商業振興会エリア及び立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の商業地域及び近隣商業地域 藤岡地域:立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の近隣商業地域(藤岡駅周辺) 都賀地域 立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の近隣商業地域(家中駅周辺) 西方地域:金崎商店会エリア及び立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の近隣商業地域の商業地域及び近隣商業地域 岩舟地域 立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内の県道67号線沿い
		ビジネスプランコンテスト受賞者 奨励金	栃木市において創業を目指す方や、創業後間もない方、新分野への進出や新事業展開を考えている方から、ビジネスプランを広く募集し、新規性や実現可能性等において特に優秀なプランを表彰の上、奨励金を贈呈する。 また、コンテストの一環として、プレゼンテーション能	とちぎおいしーとこフードバレー賞:5万円 (※フードバレー賞については、栃木市フードバレー協議会予算からの支出。)	 【応募資格】 ・今後1年以内に栃木市内において創業を目指している方、または創業後3年以内の方 ・栃木市内において新分野進出や新事業展開を予定している方、または新分野進出等の後概ね3年以内の方 【セミナー等の開催内容】 ○ブラッシュアップセミナーコンテスト応募者を対象に、プレゼンテーション能力の向上、プレゼンテーション資料の作成等におけるアドバイスを講義形式で行う。 ○若手経営者との意見交換会(協力: 栃木商工会議所青年経営者会)コンテスト参加者と栃木商工会議所青年経営者会による交流会を通じて、創業に対する認識の向上、参加者目出の交流、先輩経営者との情報交換、ネットワークの構築を図る。 ○ブラッシュアップ個別相談会プレゼンテーション審査会出場者を対象に、ビジネスプランの具体化・明確化、プレゼンテーション資料の作成、創業に向けての課題等におけるアドバイスを個別相談会形式で行う。 ○ステップアップ個別相談会プレゼンテーション審査会出場者を対象に、ビジネスプラン実現に向けた課題の解消を目的とする個別相談会を開催する。

令和5年度、栃木市、商工関係支援事業一覧

区分	番号	事業名	概要	補助率等	補助対象
	4	オフィス移転等支援補助金	社員の通勤環境改善、テレワークの促進等のために、栃木県に本社のない会社が、栃木市に本社を移転するか、サテライトオフィス等の事務所を新設した際に、その整備にかかった費用の一部を補助することで、市経済の活性化の一助とする。	【補助限度額】 本社移転・・・限度額300万円 事務所新設・・・限度額200万円 【対象となる経費】 設備工事費(通信設備、空調設備等)、改装費(内装、看板設置等)、事務所機能に付随する設備の工事費(駐車場整備等)、備品購入費(事務室用品、OA機器)、オフィス開設に伴う宣伝広告費等	○交付対象 ・栃木県内に本社がない会社で、(※1) ①栃木市内に本社(本社機能含む)を移転する会社 ②栃木市内に初めてサテライトオフィスや支社などの事務所(※2)を設置する会社 (※1)会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社(株式会社合名会社、合資会社、合同会社または特例有限会社) (※2)事務作業を行うものに限り、販売店舗や倉庫、工場等は除く。 ・会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。 ・移転した事務所等を運用開始日から3年以上運用することを誓約すること。
	5	新製品等開発支援事業補助金	市内中小企業者が独自の技術を活かした新製品の 研究開発並びに新技術の開発に必要な 経費の一部を補助する。	【補助限度額】 補助対象経費の1/2以内(上限50万円) 【対象となる取組】 一般的に流通する類似した製品と比較して新規性を持つ新製品又は新技術の研究開発に資する取組を対象とする。 ※補助金を交付する取組の選定については、有識者で構成される審査委員会の審査を経て決定。	【条 件】 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者。 ・市内に主たる事業所を持ち、1年以上同一の事業を営んでいること。 ・市税を滞納していないこと。 ・同一の補助対象事業について、本補助金と同種の助成を受けていないこと。
経営	6	産業財産権取得費補助金	市内中小企業者が産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権又は商標権)を取得するときにかかる費用 (出願料、出願審査料、弁理士費用)の一部を補助する。	【補助率】補助対象経費の1/2以内 (上限10万円、ただし特許権は上限50万円) 【対象となる事業】 1. 特許権 2. 実用新案権 3. 意匠権 4. 商標権 【対象となる経費】 上記産業財産権の取得に要する経費 1. 出願料及び出願審査請求料 2. 弁理士に支払う手数料 ※取得経費を対象としているため、特許料や登録料は対象外。	【条 件】 ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業及び同条第5項に規定する小規模企業者で、市内に主たる事務所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいること。 ・市税を滞納していないこと。 ・産業財産権を取得したこと。(取得後6ヶ月以内) ※産業財産権の取得に際し共同申請した場合は、各申請人が個別に申請するものとする。
支援	7	栃木市中小企業介護相談員派 遣事業	事業主や勤労者が抱える介護に関する様々な課題に対して、必要な助言等を行い、「介護サービスの存在・内容を十分に知らなかった」等の理由による介護離職を未然に防止し、勤労者の安定した生活の維持、及び中小企業等の経営の安定を図ることを目的に、市と関係団体が連携し、市内の中小企業等を対象に、豊富な実務経験を有する介護に関する相談員(社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等)を「介護相談員」として無償で派遣する。	無償	【対象者】 介護相談員の派遣を希望する市内中小企業者等
	8	先端設備導入計画	生産性向上特別措置法に基づく「導入促進基本計画」を平成30年7月に策定し、市内中小企業が税制支援などの支援措置を受けることができる「先端設備等導入計画」の認定事務を行っていたが、令和5年度の税制改正に伴い、新たに「導入促進基本計画」を策定し、先端設備導入計画の認定を行っている。認定を受けた設備に関しては税制支援や金融支援を受けることができる。・令和4年度実績 新規認定 12件、変更認定 9件	固定資産税の課税標準を3年間に限り、1/2に軽減。 さらに、賃上げ方数を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を1/3軽減。	適用期間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)内に市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した中小事業者等 一定の設備:年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

令和5年度、栃木市、商工関係支援事業一覧

区分	事業名	概要	補助率等	補助対象
	9 市町村特別保証制度負担金		保証料率の引下げに対し、市町が保証協会に交付する一定の金額 ※負担金は、民間融資の一般保証制度による保証料と、優遇され引き下げられている市町村特別保証制度による保証料の 差額。 負担金の交付は、四半期毎の融資実行の実績により算出し	【負担金計算式】 負担金=保証料額÷保証料率×負担金率 【例】 融資額1,000万円、60月返済(5年返済)、保証料額284,625円、信用保証料率1.035%、負担金率0.115%の場合 保証料額÷ 保証料率 × 負担金率 = 負担金 284,625円÷0.01035(1.035%)×0.00115(0.115%)=31,625円
	10 中小企業向け資金融資信用保証 料補助金	信用保証 信用保証料を補助し、市制度融資の利用促進と利用 者の負担軽減を図る。	[信用保証料]	【保証料計算式(一括返済の場合)】 信用保証料=貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12) 【保証料計算式(分割返済の場合)】 信用保証料=貸付金額×保証料率×(保証期間(月)÷12)×分割返済回数別係数 【例】 融資額500万円、60月返済(5年返済)、信用保証料率1.035%、分割返済回数別係数0.55%の場合 貸付金額× 保証料率 ×(保証期間(月)÷12)×分割返済回数別係数=信用保証料 5,000,000円×0.01035(1.035%)×(60 ÷12)× 0.55 =142,312円
金融支援	損失補償金	【損失補償金】 保証協会が代位弁済した場合において、代位弁済額の10%分を市が負担する。 債権が保証協会に移る際、金融機関の負担はなく、代位弁済額の80%が日本政策金融公庫の保険金、10%が保証協会の負担、10%が市の負担で賄われる。	【対象融資】 ・中小企業緊急景気対策特別資金 ・中小企業創業資金 ※市と保証協会の間で損失補償契約を締結している上記2つの資金が対象	
援	12 小規模事業者経営改善資金融 資制度利子補助金	市内の小規模事業者が商工会議所等の斡旋により (株日本政策金融公庫から受けた融資に係る利子の 一部を補助する。	【利子補給率】 返済利子の2分の1(上限8万円) ※返済期間のうちの支援年限:2年間	【以下のすべての要件を満たす者】 ・従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人、個人事業主 ・商工会議所等の経営、金融指導を受けて事業改善に取り組んでいる ・最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を行っている ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している
	13 中小企業緊急資金利子補助金	している中小企業を支援するため、市または県の新	第1回目の利子の支払月の初日から5年間に支払った利子額を補助する。 (栃木県が給付する利子補給金の対象となる利子を除く。) ※毎年3月(7月~12月分)、9月(1月~6月分)頃に当該期間 に支払った利子額を補助する。	(1)令和2年度申請分 ○対象者 次のいずれにも該当する中小企業者 ①市内で事業活動を営む者 ②令和2年3月2日から令和3年3月31日までの間に対象融資を利用した者 ③市税に関する徴収金に未納がない者 ○対象融資 ①栃木市緊急景気対策特別資金(新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した者に限る。) ②栃木県制度融資「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」 ③栃木県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」 (2)令和3年度申請分 ○対象者 令和2年度と同様 ○対象融資 栃木市緊急景気対策特別資金(新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した者に限る。) ※ただし、令和2年度にすでに申請した者は除く

令和5年度 栃木市 商工関係支援事業一覧

区分番号	事業名	概要	補助率等	補助対象
14	創業プロデューサー派遣事業 ((公財)栃木県産業振興セン ター)	「とちぎまるごと創業プロデュース事業」に採択された。 「とちぎまるごと創業プロデュース事業」は、「地域課題解決型創業支援補助金」と「創業プロデューサー派遣事業」の2つのプロジェクトにより構成されている。	【とちぎまるごと創業プロデュース事業】 〇地域課題解決型創業支援補助金 栃木県内で地域課題の解決に資する新規事業を始める方に対 して、創業に要する経費の一部を補助する。 〇創業プロデューサー派遣事業 新たな事業の担い手を受け入れ、地域活性化を図る意欲の高い商店街等に 対して、創業者の地域への溶け込みや定着を支援するため創業プロデュー サーを派遣する。 ・期間:令和4年6月~令和7年3月 ・派遣先:栃木市、佐野市、下野市・上三川町(共同事業)	
国 ・県等 の支援 援	とちぎ女性・高齢者等新規就業 支援事業 (栃木県)	栃木県が実施する本事業を㈱ワークエントリーが受託。各市町と連携し、女性や高齢者向けの就職セミナー・相談会やミニ面接会を開催する。令和5年度は本市では4回開催予定。(内訳:就職セミナー1回、個別相談会1回、ミニ面接会2回)		
16	シュッテン支援事業(栃木市フードバレー協議会)	協議会会員の取り組む「販路開拓」に係る出展費用 の一部、並びに「地域貢献活動」に係る出店費用の 一部を支援する取組み	【販路開拓】・・① ・対象経費:出展料・製品の輸送費(運送料、高速料金、鉄道料金) ・補助率:対象経費の1/2 ・上限額:4万円(千円未満切捨) 【地域貢献】・・② ・対象経費:出店料・製品の輸送費(運送料、高速料金、鉄道料金) ・補助率:対象経費の1/2 ・上限額:2万円(千円未満切捨) 【会計年度内の補助上限額】①と②を合算して4万円	・栃木市フードバレー協議会会員であること